

2022 年 2 月 9 日
九州電力株式会社

玄海原子力発電所 3，4 号機運転差止訴訟控訴審及び同 3，4 号機原子炉設置変更許可取消 訴訟（行政訴訟）控訴審第 2 回口頭弁論が行われました

— 当社主張の要旨を裁判所へ口頭説明 —

本日、福岡高等裁判所において、下記のとおり、標記訴訟の第 2 回口頭弁論が行われました。

今後とも訴訟において、当社の主張を十分に尽くし、玄海原子力発電所の安全性等についてご理解いただけるよう、引き続き努力してまいります。

記

1 運転差止訴訟控訴審

本件は、玄海原子力発電所 3，4 号機の運転差止請求について、佐賀地方裁判所が棄却した判決（2021 年 3 月 12 日付）を不服として、2021 年 3 月 25 日に控訴されたものです。当社は、控訴人が主張するような重大な事故の具体的危険性はなく、原判決は妥当なものである旨主張しております。

今回、当社は裁判所に対し、主張の要旨について口頭説明を行いました。

2 行政訴訟控訴審

本件は、玄海原子力発電所 3，4 号機の原子炉設置変更許可処分（2017 年 1 月 18 日付）の取消請求について、佐賀地方裁判所が棄却した判決（2021 年 3 月 12 日付）を不服として、2021 年 3 月 25 日に控訴されたものです。当社は原審に引き続き訴訟参加しております。当社は、玄海原子力発電所の原子炉設置変更許可処分に違法な点はなく、原判決は妥当なものである旨主張しております。

今回、当社は裁判所に対し、主張の要旨について口頭説明を行いました。

以 上